

令和 7 年 6 月 5 日 開会

令 和 7 年 第 2 回

枚 方 寝 屋 川 消 防 組 合 議 会

定 例 会 議 案 書

枚 方 寝 屋 川 消 防 組 合

目 次

選 第 1 号	枚方寝屋川消防組合議会議長の選挙	・・・	1頁
選 第 2 号	枚方寝屋川消防組合議会副議長の選挙	・・・	2頁
選 第 3 号	枚方寝屋川消防組合議会運営委員会委員の選任について	・・・	3頁
報 告 第 1 号	令和6年度枚方寝屋川消防組合予算繰越明許費の繰越計算書について	・・・	5頁
議 案 第 10 号	枚方寝屋川消防組合監査委員の選任の同意について (議選による者)	・・・	8頁
議 案 第 11 号	枚方寝屋川消防組合監査委員の選任の同意について	・・・	9頁
議 案 第 12 号	枚方寝屋川消防組合公平委員会委員の選任の同意について	・・・	10頁
議 案 第 13 号	枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	・・・	11頁
議 案 第 14 号	財産の取得について(水槽付消防ポンプ自動車)	・・・	18頁
議 案 第 15 号	財産の取得について(高規格救急自動車)	・・・	19頁
議 案 第 16 号	財産の取得について(レインウェア)	・・・	20頁

選第1号

枚方寝屋川消防組合議会議長の選挙

本消防組合議会議長の選挙を、枚方寝屋川消防組合同規約（昭和48年枚方寝屋川消防組合同規約第10号）第7条第1項の規定により行うものとする。

令和7年6月5日提出

枚方寝屋川消防組合議会

臨時議長

選第 2 号

枚方寝屋川消防組合議会副議長の選挙

本消防組合議会副議長の選挙を、枚方寝屋川消防組合同規約（昭和48年枚方寝屋川消防組合同規約第10号）第7条第1項の規定により行うものとする。

令和7年6月5日提出

枚方寝屋川消防組合議会

議 長

選第 3 号

枚方寝屋川消防組合議会運営委員会委員の選任について

本消防組合議会運営委員会委員の選任を、枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例（令和 3 年枚方寝屋川消防組合条例第 7 号）第 6 条の規定により行うものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

枚方寝屋川消防組合議会

議 長

報告第 1 号

令和 6 年度枚方寝屋川消防組合予算繰越明許費の繰越計算書について

次のとおり令和 6 年度枚方寝屋川消防組合予算繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

令和 6 年度枚方寝屋川消防組合予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
3 消防費	1 消防費	消防車両整備事業	223, 045, 900	223, 045, 900
合 計			223, 045, 900	223, 045, 900

(単位:円)

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国 庫 支 出 金	府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
23,900,000	49,649,000	-	128,600,000	-	20,896,900
23,900,000	49,649,000	-	128,600,000	-	20,896,900

議案第10号

枚方寝屋川消防組合監査委員の選任の同意について

次の者を本消防組合監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和7年6月5日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

1 同意を求める者（組合議員の中から選任する者）

住 所

氏 名

生年月日

議案第11号

枚方寝屋川消防組合監査委員の選任の同意について

次の者を本消防組合監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和7年6月5日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

1 同意を求める者（識見を有する者）

住 所

氏 名

生年月日

議案第12号

枚方寝屋川消防組合公平委員会委員の選任の同意について

次の者を本消防組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年6月5日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

1 同意を求める者

住 所
氏 名
生年月日

住 所
氏 名
生年月日

住 所
氏 名
生年月日

議案第13号

枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の 一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

育児に伴う部分休業制度を拡充するため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例（平成4年枚方寝屋川消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に改め、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりににおいて」「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第 20 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第 20 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

（育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情）

第 20 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 21 条中「部分休業」を「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

第 22 条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第 22 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合

合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 20 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

新 (改正後)	旧 (現行)
(部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 〔略〕 (2) 勤務日の日数を_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（定年条例第12条に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>） (第1号部分休業の承認) 第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は _____、30分を単位として行うものとする。 2 職員（非常勤職員を除く。）が育児を理由として勤務しない場合（規則で定める場合に限る。）又は勤務時間条例第11条第4項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合における当該職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を下らない範囲内で規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児を理由として勤務しない場合（規則で定める場合に限る。）又は勤務時間条例第11条第4項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うも	(部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 〔略〕 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（定年条例第12条に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。_____） (部分休業_____の承認) 第20条 <u>部分休業</u>（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の<u>始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 職員（非常勤職員を除く。）が育児を理由として勤務しない場合（規則で定める場合に限る。）又は勤務時間条例第11条第4項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合における当該職員に対する<u>部分休業</u>_____の承認については、1日につき2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>_____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を下らない範囲内で規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児を理由として勤務しない場合（規則で定める場合に限る。）又は勤務時間条例第11条第4項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うも

新（改正後）	旧（現行）
のとする。 <u>（第２号部分休業の承認）</u> <u>第20条の２ 育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。</u> <u>（１） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき</u> <u>当該勤務時間の時間数</u> <u>（２） 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき</u> <u>当該残時間数</u> <u>（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間）</u> <u>第20条の３ 育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。</u> <u>（育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u> <u>第20条の４ 育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>（１） 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>（２） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>（育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情）</u> <u>第20条の５ 育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）</u>	のとする。 <u>〔新設〕</u> <u>〔新設〕</u> <u>〔新設〕</u> <u>〔新設〕</u> <u>〔新設〕</u>

新（改正後）	旧（現行）
<u>をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第21条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第41条（会計年度任用職員給与条例第27条においてその例による場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第27条（会計年度任用職員給与条例第27条においてその例による場合を含む。）及び会計年度任用職員給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第21条 職員が部分休業 _____ の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第41条（会計年度任用職員給与条例第27条においてその例による場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第27条（会計年度任用職員給与条例第27条においてその例による場合を含む。）及び会計年度任用職員給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第22条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u>

議案第14号

財産（水槽付消防ポンプ自動車）の取得について

次のとおり財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

枚方寝屋川消防組合

管理者 伏見 隆

- | | |
|---------|--|
| 1 取得物件 | 水槽付消防ポンプ自動車 2台 |
| 2 契約先 | 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3
株式会社モリタ 関西支店
支店長 土居 典生 |
| 3 取得金額 | 金 93,808,000円
(内消費税及び地方消費税の額 8,528,000円) |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札による |

議案第15号

財産（高規格救急自動車）の取得について

次のとおり財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

- | | |
|---------|--|
| 1 取得物件 | 高規格救急自動車 1台 |
| 2 契約先 | 大阪府大阪市西区立売堀1丁目7番15号
大阪トヨペット株式会社 法人営業部
部長 村内 敬一 |
| 3 取得金額 | 金 36,300,000円
(内消費税及び地方消費税の額 3,300,000円) |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札による |

議案第16号

財産（レインウェア）の取得について

次のとおり財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

- | | |
|---------|--|
| 1 取得物件 | レインウェア 538着 |
| 2 契約先 | 大阪府大阪市西区新町4丁目13番1号
株式会社 赤尾 大阪営業部
取締役大阪営業部長 中川 伸二 |
| 3 取得金額 | 金 20,594,640円
(内消費税及び地方消費税の額 1,872,240円) |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札による |